

インフルエンザによる登園停止期間にご注意ください

学校法人愛海学園
園長 由上 りり子

インフルエンザ及び新型インフルエンザにあたっては「解熱した後2日を経過するまで」でしたが、ガイドラインの一部が改正され、

「発症した後5日を経過し、かつ 解熱した後3日を経過するまで」

と変更となっています

ただし「病状により、医師において感染のおそれがないと認めた時はこの限りではない」ともなっていますので、登園再開については医師にご相談いただくか、下記の早見表に従って頂きますようお願いいたします。

インフルエンザの場合、医師の診断書・説明書等はありませんが、登園届（観察経過記録）用紙を保護者に記入・提出していただく必要があります。

抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウイルスの感染力はしばらくの間残っています。また、インフルエンザでは一旦熱が下がっても、再び発熱する場合があります。登園停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登園を控えることで、蔓延が防止されます。

●インフルエンザ登園停止期間早見表

- * 登園停止期間の「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」は最低でも「5日」が基準となり、それに加えて解熱した日によって期間が延長していきます。
- * 発症日については、病院受診時に医師に相談・確認して下さい。（発症日・解熱日はカウントしません。）

		発症	発症後5日を経過					発症後5日を経過した後			
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	発症後5日目				
		登園停止	—————▶					登園可能			
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱		解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目				
		登園停止	—————▶					登園可能			
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱			解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目			
		登園停止	—————▶					登園可能			
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱				解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目		
		登園停止	—————▶					登園可能			
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱					解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	
		登園停止	—————▶					登園可能			

登園届（観察経過記録）

アリス幼稚園

園長 由上 るり子 殿

組 氏名

1. 受診した日と医療機関名

（ 年 月 日 曜日 医療機関名： ）

2. 診断名 インフルエンザ（ 型）

3. 発症した日（ 年 月 日 曜日）

4. 体温の経過

発症した日	月 日 曜日	時頃	*体温（ 度 分）
発症後 1 日目	月 日 曜日	時頃	*体温（ 度 分）
発症後 2 日目	月 日 曜日	時頃	*体温（ 度 分）
発症後 3 日目	月 日 曜日	時頃	*体温（ 度 分）
発症後 4 日目	月 日 曜日	時頃	*体温（ 度 分）
発症後 5 日目	月 日 曜日	時頃	*体温（ 度 分）
発症後 日目	月 日 曜日	時頃	*体温（ 度 分）
発症後 日目	月 日 曜日	時頃	*体温（ 度 分）
発症後 日目	月 日 曜日	時頃	*体温（ 度 分）
登園する日の朝 （解熱後 3 日目の朝）	月 日 曜日	時頃	*体温（ 度 分）

保護者氏名： 印

- ① 医療機関を受診し、インフルエンザの診断を受けたら園へご連絡ください。
- ② 登園の際は、登園届（観察経過記録）に保護者が記入・押印し、担任へ提出してください。
*この文書は治癒証明書に代わるものであり、公文として取り扱いますので正確な報告をお願い致します。
（発熱期間が長く、解熱後 3 日が記録できない場合は、裏面あるいは別の記録用紙を添付するなどして下さい。）